和光都市計画生産緑地地区の変更（和光市決定）

１　都市計画生産緑地地区中第３号生産緑地地区ほか７地区を次のように変更する。
２　都市計画生産緑地地区中第２７号、第７８号、第８１号、第８３号、第８４号、第９４号及び第１２７号生産緑地地区を廃止する。
３　都市計画生産緑地地区中第７８－１号生産緑地地区ほか７地区を次のように追加する。

名　　称	面　積	備　　考
第３号生産緑地地区	約　0.58ha	地区の変更
第４号生産緑地地区	約　2.54ha	地区の変更
第６０－５号生産緑地地区	約　0.06ha	地区の変更
第６１号生産緑地地区	約　0.16ha	地区の変更
第７４号生産緑地地区	約　0.09ha	地区の変更
第７８－１号生産緑地地区	約　0.32ha	地区の分割による追加
第７８－２号生産緑地地区	約　0.24ha	地区の分割による追加
第７９号生産緑地地区	約　0.12ha	地区の変更
第８０号生産緑地地区	約　0.26ha	地区の変更
第９４－１号生産緑地地区	約　0.92ha	地区の分割による追加
第９４－２号生産緑地地区	約　0.11ha	地区の分割による追加
第１１１号生産緑地地区	約　0.14ha	地区の変更
第１２７－１号生産緑地地区	約　0.23ha	地区の分割による追加
第１２７－２号生産緑地地区	約　0.87ha	地区の分割による追加
第１８１号生産緑地地区	約　0.04ha	地区の追加
第１８２号生産緑地地区	約　0.13ha	地区の追加

［位置及び区域は計画図表示のとおり］

理　由

法第１４条の規定に基づく行為制限の解除、法第３条の要件を満たす農地の新たな指定などにより、都市計画生産緑地地区を本案のとおり変更するものである。

理　由　書

本理由書は、都市計画法第１７条第１項の規定（第２１条第２項の規定において準用する同法第１７条第１項の規定）に基づき、和光都市計画生産緑地地区の変更についての理由を示したものです。

１　和光都市計画における位置等

第３号、第４号、第２７号、第６０－５号、第６１号、第７４号、第７８号、第７８－１号、第７８－２号、第７９号、第８０号、第８１号、第８３号、第８４号、第９４号、第９４－１号、第９４－２号、第１１１号、第１２７号、第１２７－１号、第１２７－２号、第１８１号、第１８２号生産緑地地区

２　変更の必要性及び内容

⑴　第３号、第４号、第６０－５号、第６１号、第７４号、第７９号、第８０号及び第１１１号生産緑地地区において、生産緑地法第１０条に基づき、生産緑地地区指定の告示の日から起算して３０年を経過する日以後において買取申出が行われ、同法第１４条の規定に基づく行為制限が解除されたことにより、面積及び区域の変更を行う。なお、第４号生産緑地地区においては、主たる従事者の死亡による買取申出も行われた。

⑵　第２７号、第８１号、第８３号及び第８４号生産緑地地区において、生産緑地法第１０条に基づき、生産緑地地区指定の告示の日から起算して３０年を経過する日以後において買取申出が行われ、同法第１４条の規定に基づく行為制限が解除されたことにより、地区を廃止する。

⑶　第７８号生産緑地地区において、和光市生産緑地地区追加指定要綱等に基づき既決定の生産緑地地区に近接する農地を一団のものの区域と判断し新たに指定し、かつ農地所有者からの申出により、生産緑地地区を所有者毎に分けるため、第７８号を廃止し、第７８－１号及び第７８－２号に分割する。

⑷　第９４号生産緑地地区において、生産緑地法第１０条に基づき、生産緑地地区指定の告示の日から起算して３０年を経過する日以後において買取申出が行われ、同法第１４条の規定に基づく行為制限が解除されたことにより、第９４号を廃止し、第９４－１号及び第９４－２号に分割する。

⑸　第１２７号生産緑地地区において、生産緑地法第１０条に基づき、主たる従事者の死亡による買取申出が行われ、同法第１４条の規定に基づく行為制限が解除されたことにより、第１２７号を廃止し、第１２７－１号及び第１２７－２号に分割する。

⑹　第１８１号、第１８２号生産緑地地区を和光市生産緑地地区追加指定要綱に基づき新たに指定する。

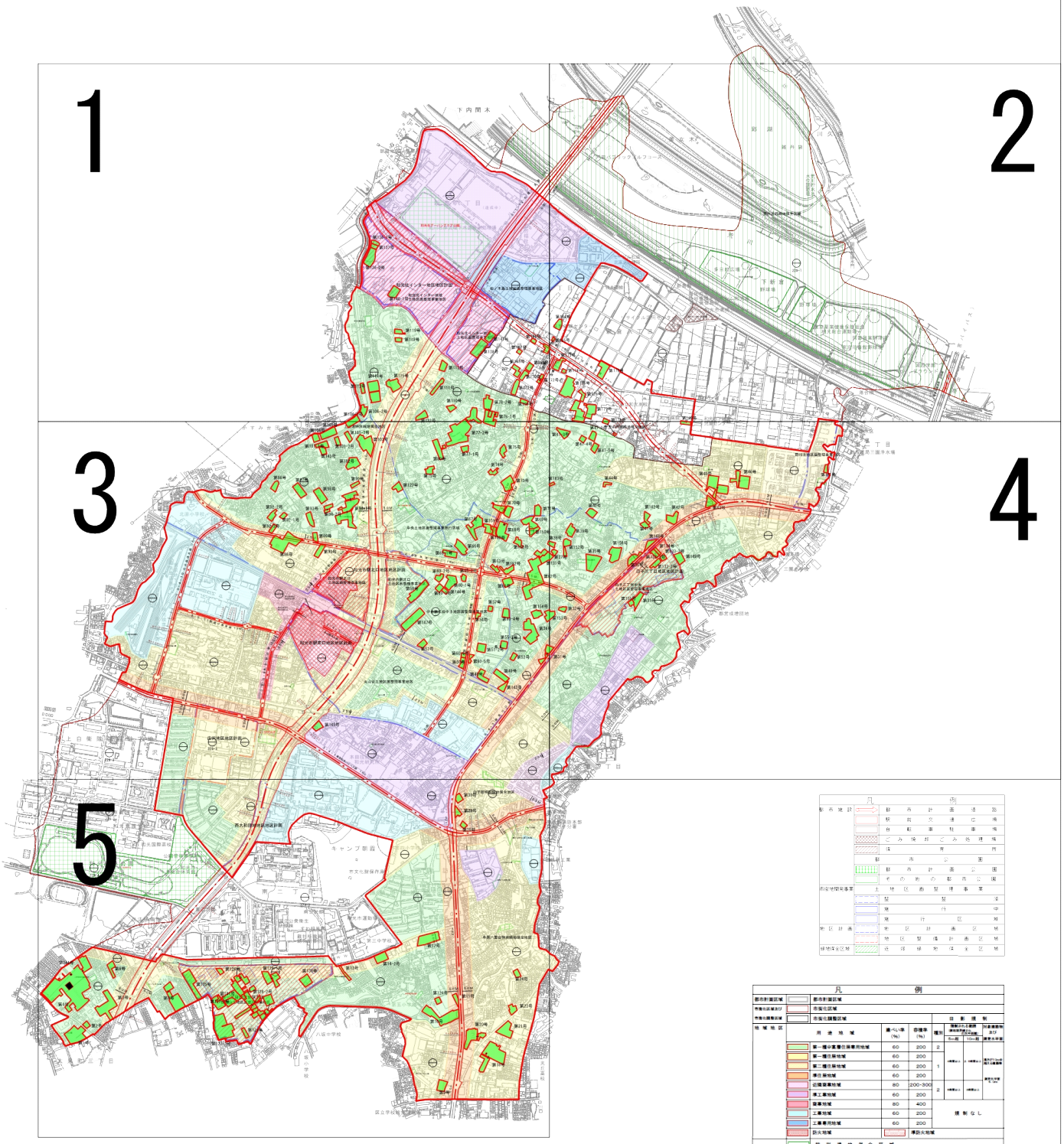

総括図

凡　例

生産緑地地区

計画図　和光市　公園みどり課

縮尺　1/2500

凡例

生産緑地地区

1

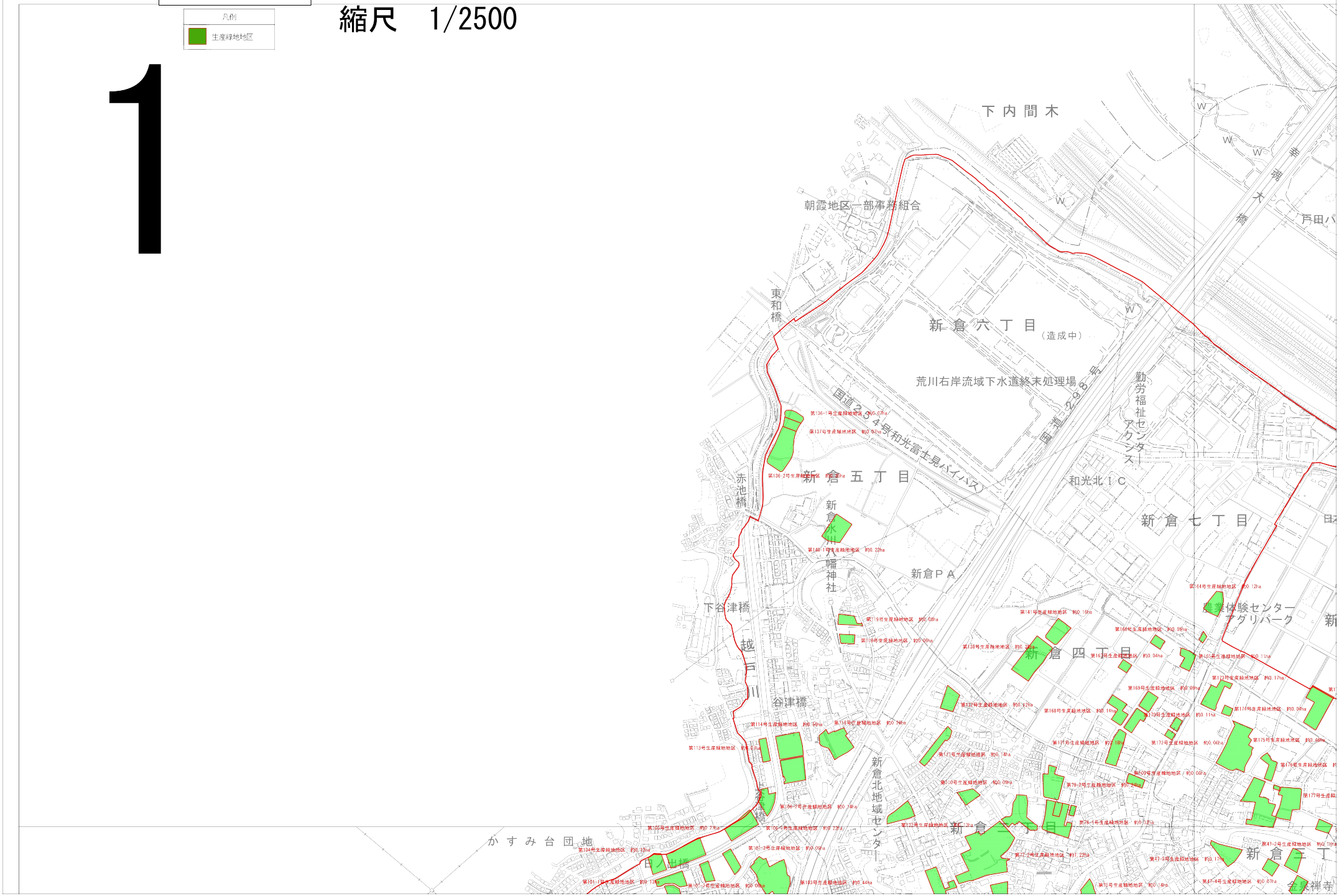

計画図

和光市　公園みどり課

縮尺　1/2500

凡例

生産緑地地区

3

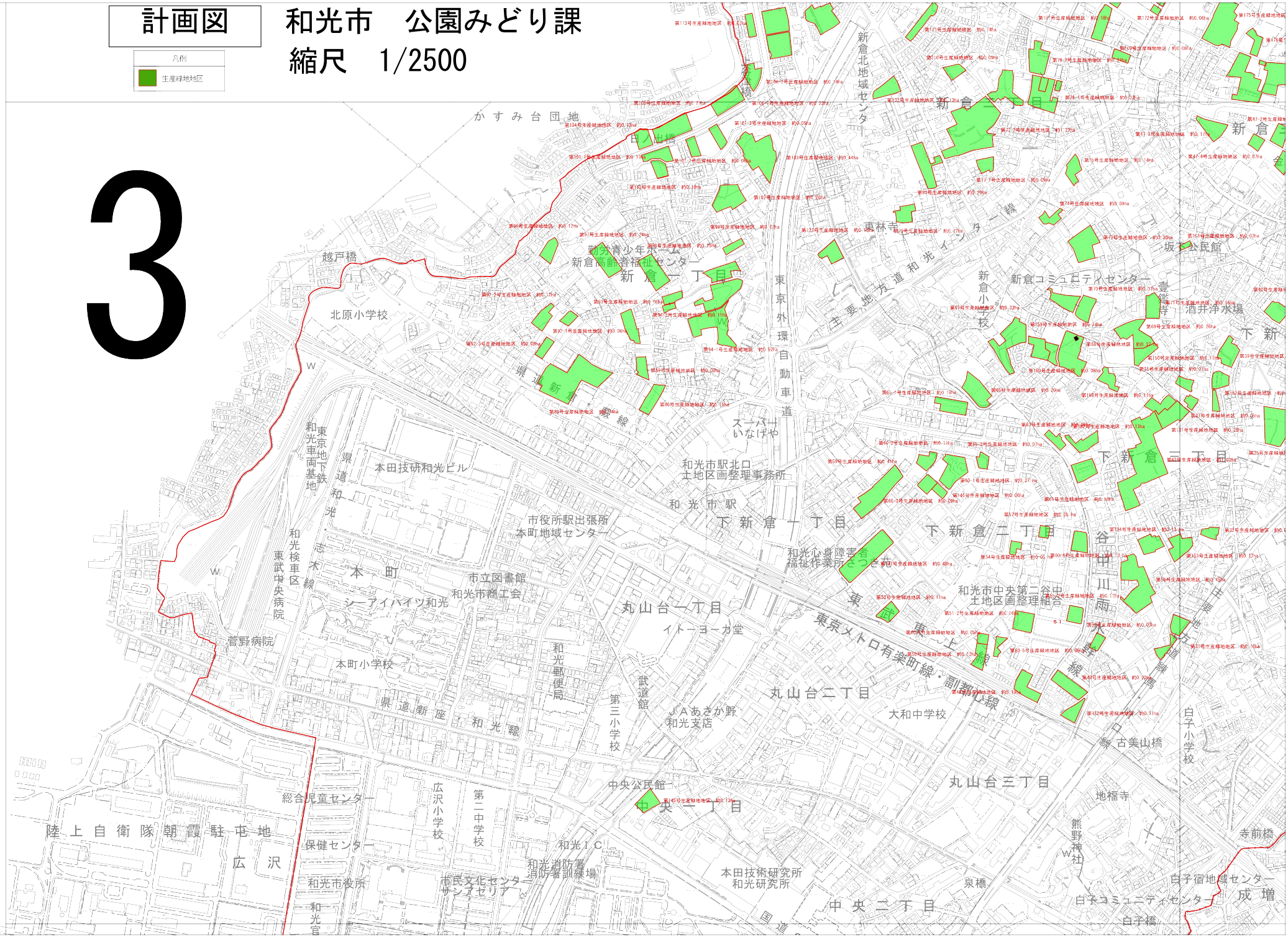

計画図　和光市　公園みどり課

縮尺　1/2500

5

凡例
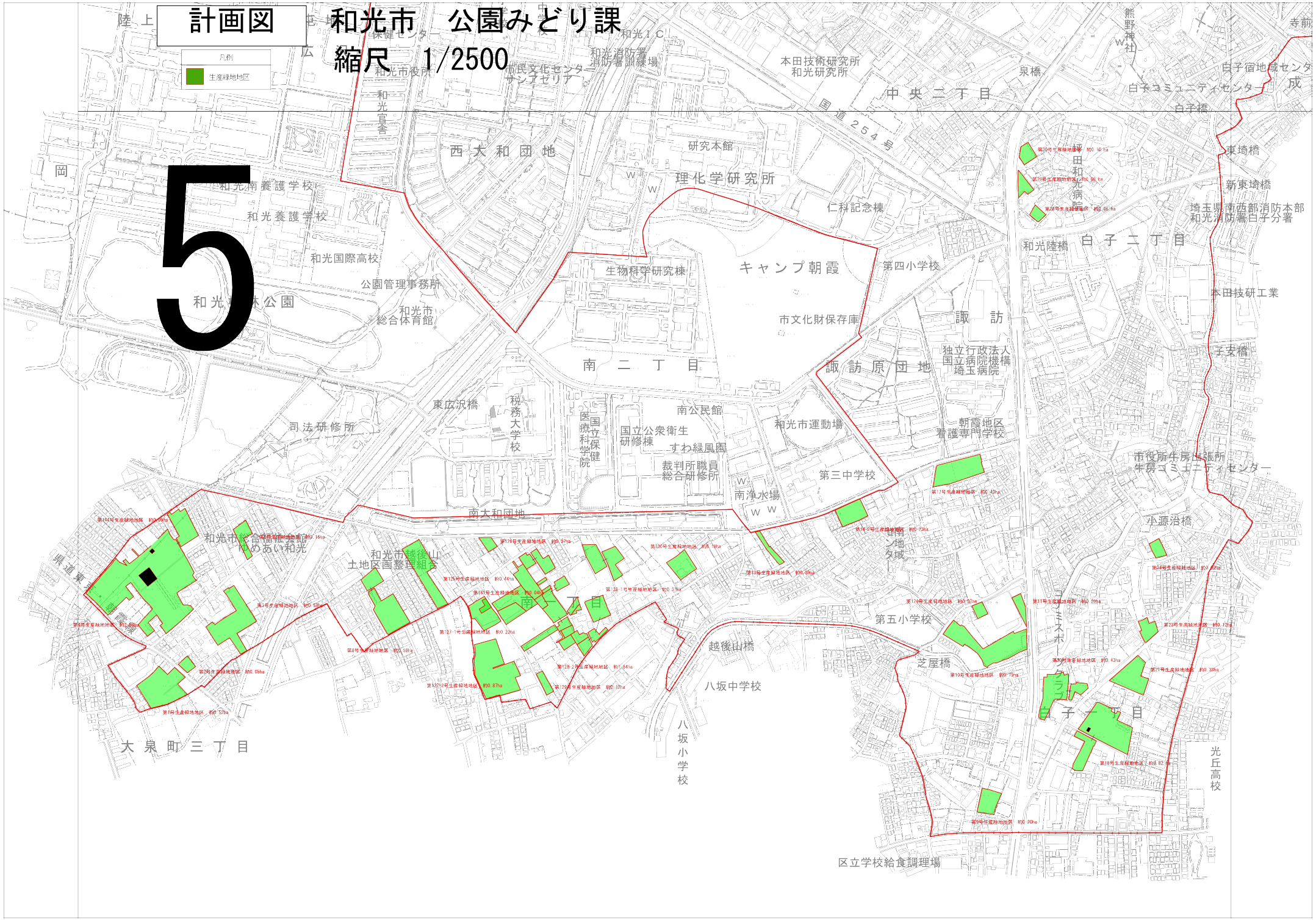
生産緑地地区